

ヤングテレホンコーナー

都道府県別少年相談窓口【電話及び電子メール】

警察では、少年や保護者等から、非行、家出、いじめ等少年問題に関するあらゆる相談を受け付けています。

都道府県	名 称	電話番号・メールアドレス
北海道	北海道 少年相談110番 ヤングメール	0120-677-110 道警ホームページ内
	青 森 ヤングテレホン ヤングメール	0120-587-867 youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp
	岩 手 ヤングテレホンコーナー メール相談	019-651-7867 県警ホームページ内
東北地方	宮 城 少年相談電話 いじめ110番	022-222-4970 022-221-7867
	秋 田 やまびこ電話 チャイルド・セーフティ・センター	018-824-1212 018-831-3421
	山 形 ヤングテレホンコーナー 少年相談メール	023-642-1777 県警ホームページ内
	福 島 ヤングテレホン いじめ110番	024-525-8060 0120-795-110
関東地方	東 京 ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970
	茨 城 少年相談コーナー（水戸） 少年相談コーナー（つくば）	029-231-0900 029-847-0919
	栃 木 ヤングテレホン	0120-87-4152
	群 馬 少年サポートセンター メール相談	027-221-1616 県警ホームページ内
	埼 玉 ヤングテレホンコーナー ヤングメール	048-861-1152 県警ホームページ内
	千 葉 ヤング・テレホン	0120-783-497
	神奈川 ユーステレホンコーナー	045-641-0045
	新 潟 新潟少年サポートセンター 長岡少年サポートセンター	025-285-4970 0258-36-4970
	山 梨 ヤングテレホン 少年相談受付	055-235-4444 県警ホームページ内
	長 野 ヤングテレホン メール相談	026-232-4970 県警ホームページ内
中部地方	静 岡 少年相談専用電話 メール相談	0120-783-410 県警ホームページ内
	富 山 ヤングテレホンコーナー 少年相談メール	0120-873-415 young110@gaea.ocn.ne.jp
	石 川 ヤングテレホン いじめ110番	0120-497-556 0120-617-867
	福 井 ヤングテレホン	0120-783-214 0776-24-4970
	岐 阜 ヤングテレホンコーナー 携帯メール相談	0120-783-800 gifu.young.783800@ezweb.ne.jp
	愛 知 ヤングテレホン ヤングテレホンEメール	052-764-1611 県警ホームページ内
	三 重 少年相談110番	0120-41-7867
	滋 賀 大津少年サポートセンター 米原少年サポートセンター	077-521-5735 0749-52-0114
	京 都 ヤングテレホン メール相談	075-551-7500 府警ホームページ内
	大 阪 グリーンライン	06-6944-7867

都道府県	名 称	電話番号・メールアドレス
近畿地方	兵 庫 ヤングトーク	0120-786-109
	奈 良 ヤング・いじめ110番（少年サポートセンター） ヤング・いじめ110番（中瀬和少年サポートセンター）	0742-22-0110 0744-34-0110
	和歌山 ヤングテレホン・いじめ110番 メール相談	073-425-7867 県警ホームページ内
中国地方	鳥 取 東部少年サポートセンター 西部少年サポートセンター	0857-22-1574 0859-31-1574
	島 根 ヤング・テレホン/けいさつ・いじめ110番 みこびーヤングメール	0120-786-719 県警ホームページ内
	岡 山 ヤングテレホン・いじめ110番 ヤングメール	086-231-3741 youngmail@pref.okayama.jp
	広 島 ヤングテレホン広島 ヤングメール	082-228-3993 県警ホームページ内
	山 口 ヤングテレホン・やまぐち	0120-49-5150
四国地方	徳 島 ヤングテレホン いじめホットライン	088-625-8900 088-623-7324
	香 川 少年相談専用電話（少年サポートセンター） 少年相談専用電話（中瀬少年サポートセンター）	087-837-4970 0877-33-3015
	愛 媛 少年相談（警察本部代表）	089-934-0110
	高 知 ヤングテレホン	088-822-0809
	福 岡 ハートケア中央（中央少年サポートセンター） 少年相談案内	092-588-7830 県警ホームページ内
九州地方	佐 賀 ヤングテレホン	0120-29-7867
	長 崎 ヤングテレホン メール相談	0120-786-714 young786714@ezweb.ne.jp
	熊 本 肥後っ子テレホン メール相談	0120-02-4976 higokko@police.pref.kumamoto.jp
	大 分 ヤングテレホン メール相談	097-532-3741 県警ホームページ内
	宮 崎 ヤングテレホン	0985-23-7867
	鹿児島 ヤングテレホン ヤングメール	099-252-7867 kp-youngmail@police.pref.kagoshima.jp
	沖 縄 ヤングテレホン メール相談SOS	0120-276-556 県警ホームページ内



匿名通報ダイヤル

少年福祉犯罪や児童虐待事案、薬物事犯や特殊詐欺に関する情報は、「匿名通報ダイヤル」（警視庁の委託を受けた民間団体が受理）でも通報を受け付けています。

匿名通報フリーコール（9:30～18:15月～金）

0120-924-839

ウェブ匿名通報（24時間オンライン受付）

WWW.tokumei24.jp



SIGNAL FROM THE YOUNG

少年からのシグナル



I 少年非行と犯罪被害の情勢

1. 少年の非行……………1
2. 少年の薬物乱用……………2
3. 特殊詐欺に加担する少年……………2
4. 児童虐待……………3
5. 少年を取り巻く有害環境……………4
【コラム①】インターネットの利用に係る被害から
子供を守るための対策
6. 子供の性被害……………5
【コラム②】児童が自らを撮影した画像に伴う被害

II 少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取組

1. 警察の体制及び関係機関との連携……………7
【コラム③】学校におけるいじめ問題への的確な対応
2. 警察における主な取組……………8
- 参考 少年事件手続の流れ（概要）……………9
- 全国のヤングテレホンコーナー……………裏表紙

ぴったり相談窓口

あなたに
ぴったりの
相談窓口を
サポート



きくまる



I. 少年非行と犯罪被害の情勢

1. 少年の非行

1. 非行少年

刑法犯少年の検挙人員は平成16年以降16年連続で減少しており、令和元年中は1万9,914人と、平成22年の4分の1以下にまで減少しています。総検挙人員の約5割を占める窃盗犯の減少が全体の数値を引き下げており、特に、窃盗犯の人員に占める割合の大きい万引き、オートバイ盗、自転車盗の減少傾向が続いています。

人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員）も、令和元年は2.9人と減少傾向にあります。依然として成人（1.6人）より高くなっています。

刑法犯少年の再犯者数も減少傾向にあります。再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合）は依然として3割を越えています。

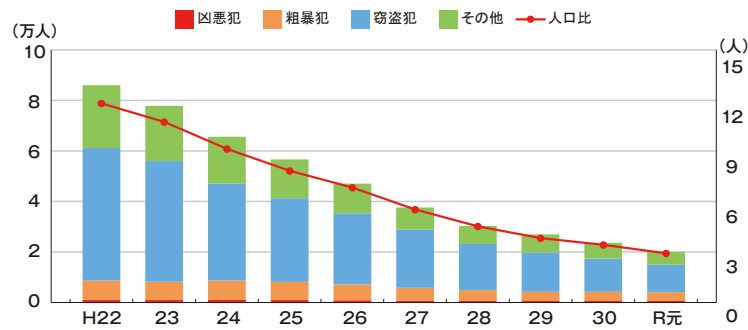


2. 不良行為少年

令和元年中に飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為で補導された少年は37万4,982人で、前年に比べ7.4%減少しました。

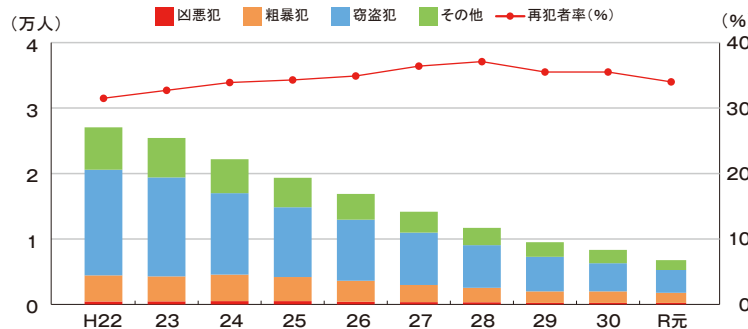
2022年4月から成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が施行されますが、喫煙と飲酒を禁止する年齢は同法の施行後も引き続き20歳未満となります。

●刑法犯少年の検挙人員等の推移（平成22年～令和元年）



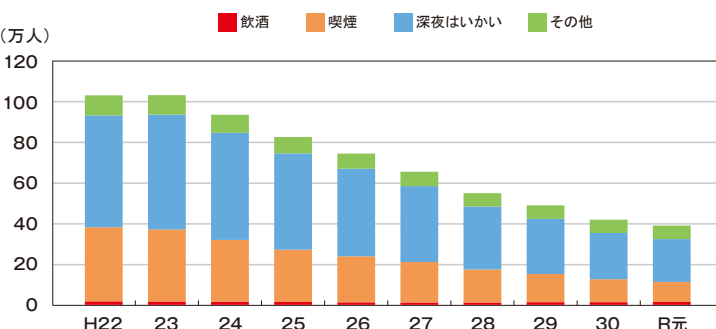
年次	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元
検挙人員	85,846	77,696	65,448	56,469	48,361	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914
凶悪犯	783	785	836	786	703	586	538	438	463	457
粗暴犯	7,729	7,276	7,695	7,210	6,243	5,093	4,197	3,619	3,623	3,484
窃盗犯	52,435	47,776	38,370	33,134	28,246	23,015	18,298	15,575	13,163	10,813
人口比	11.8	10.7	9.1	7.8	6.8	5.5	4.5	3.8	3.4	2.9
成人の人口比(参考)	2.3	2.2	2.1	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7	1.6

●刑法犯少年の再犯者数等の推移（平成22年～令和元年）



年次	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元
再犯者数	27,050	25,435	22,179	19,345	16,888	14,155	11,696	9,510	8,335	6,773
凶悪犯	453	467	500	500	400	354	329	235	232	225
粗暴犯	3,989	3,822	4,045	3,685	3,208	2,618	2,203	1,752	1,757	1,553
窃盗犯	16,136	15,117	12,455	10,652	9,336	7,996	6,517	5,279	4,313	3,472
再犯者率(%)	31.5	32.7	33.9	34.3	34.9	36.4	37.1	35.5	35.5	34.0

●不良行為少年の補導人員の推移（平成22年～令和元年）



年次	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元
補導人員	1,011,964	1,013,167	917,926	809,652	731,174	641,798	536,420	476,284	404,754	374,982
飲酒	17,089	16,724	15,481	14,153	12,191	11,681	11,648	12,822	13,371	13,895
喫煙	363,658	353,258	303,344	257,043	225,920	198,555	162,231	138,588	112,861	98,787
深夜はいかい	549,798	564,575	526,421	472,852	429,943	373,132	309,239	270,667	226,377	210,691

2. 少年の薬物乱用

覚醒剤、大麻等の薬物乱用は少年にまで広がっています。特に大麻事犯で検挙された少年は平成26年以降増え続け、令和元年は過去最多となった前年を大幅に更新するなど、乱用の拡大が深刻化しています。

警察庁が令和元年の一定時期に大麻取締法で検挙された人を対象に行った調査では、覚醒剤と比較して大麻の危険（有害）性の認識は低いという結果が出ました。インターネット上でも大麻の有害性を否定する情報が流れ、大麻に対する警戒心の低下が懸念されます。

大麻乱用が及ぼす悪影響

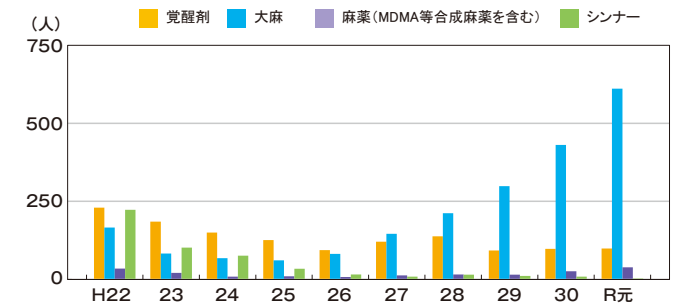
【身体への悪影響】

大麻の乱用は幻覚、記憶障害、学習能力の低下などを引き起こし、青少年期の乱用は更にリスクが高いとされています。

【社会への悪影響】

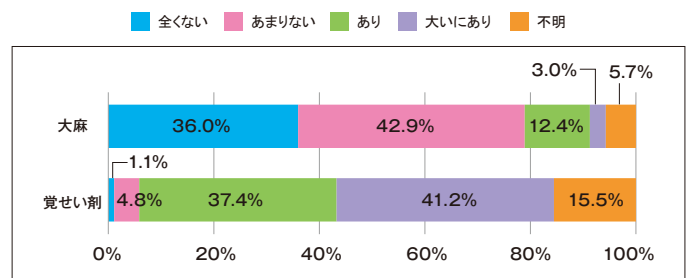
大麻の密売が暴力団など組織犯罪の資金源になっているため、大麻を乱用することは、犯罪組織を利することにつながります。

●薬物乱用で検挙された少年の検挙人員の推移（平成22年～令和元年）



年次	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元
覚醒剤	228	183	148	124	92	119	136	91	96	97
大麻	164	81	66	59	80	144	210	297	429	609
麻薬	33	19	7	8	6	11	14	13	24	37
シンナー	221	100	74	32	14	7	13	9	7	1

●大麻及び覚醒剤に対する危険（有害）性の認識（令和元年）



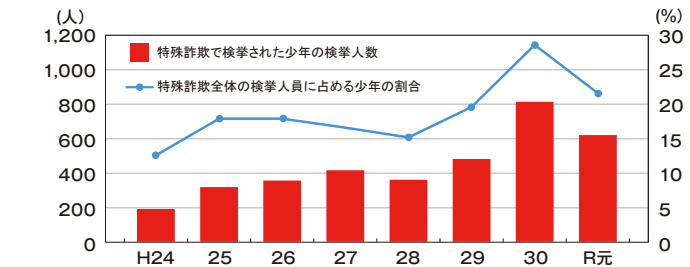
3. 特殊詐欺に加担する少年

令和元年中に特殊詐欺で検挙された少年は619人と、前年と比べると減少しましたが、総検挙人員に占める少年の割合は21.6%であり、5人に1人が少年です。さらに、検挙された少年のうち、7割以上が「受け子」と呼ばれる現金の受取役であり、その背景には、少年が遊興費欲しさに先輩や知人等からの誘いに安易に乗って犯行に加担し、犯行の道具として首謀者等に利用されている現状が見られます。

検挙事例

無職の少年（18歳）は、SNSで仕事を探していたところ、メッセージを送ってきた人物から「カードを受け取る仕事がある」などと紹介され、電話の指示に従って、金融庁の職員を名乗って被害者宅にキャッシュカードを受け取りに行ったところ、被害者からの通報を受けて警戒中の警察官に発見され、オレオレ詐欺の「受け子」として逮捕された。

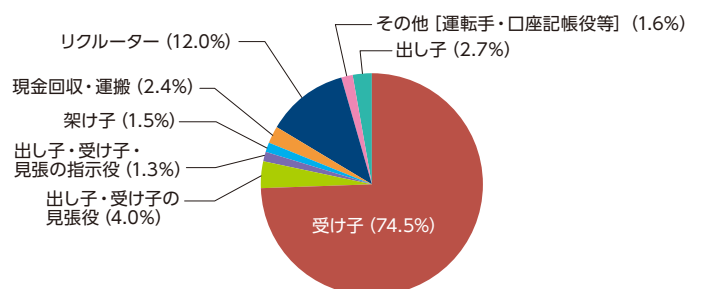
●特殊詐欺で検挙された少年の検挙人員の推移（平成24年～令和元年）



年次	H24	25	26	27	28	29	30	R元
検挙人員	192	317	355	415	360	480	812	619
少年の割合	12.6	17.9	17.9	16.6	15.2	19.6	28.6	21.6

※特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称であり、その代表的なものがおレオレ詐欺や架空請求詐欺等です。

●特殊詐欺で検挙された少年の役割の割合（令和元年）



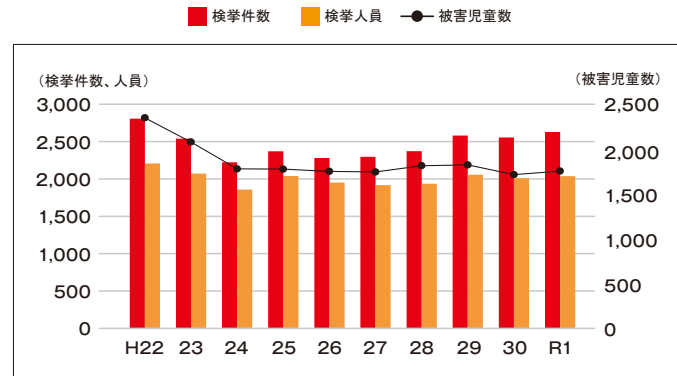
6. 子供の性被害

1. 児童買春事犯等

児童買春等^{*}は、子供の心身に有害な影響を与え、その権利を著しく侵害する悪質な犯罪です。警察では、児童買春を始めとする子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進しています。

^{*}児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例）をいいます。

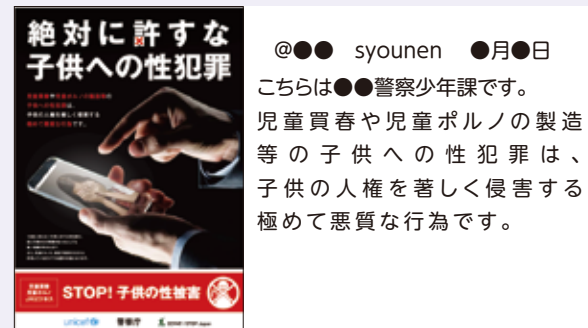
●児童買春事犯等の検挙件数・人員の推移
(平成22年～令和元年)



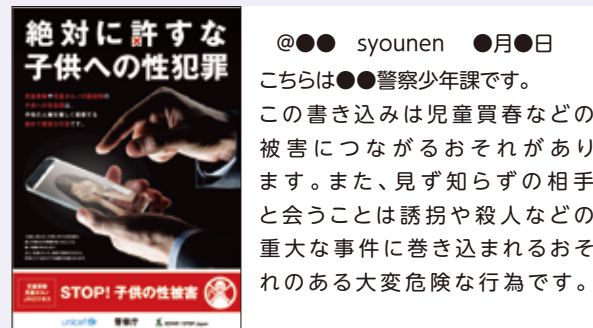
年次	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元
検挙件数	2,807	2,539	2,223	2,370	2,280	2,296	2,371	2,580	2,555	2,629
検挙人員	2,207	2,071	1,857	2,040	1,951	1,918	1,936	2,057	2,010	2,037
被害児童数	2,348	2,078	1,779	1,776	1,751	1,745	1,814	1,823	1,715	1,754

SNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起メッセージ

児童の性被害を誘引していると思われる者に向けたメッセージ



児童と思われる者に向けたメッセージ



2. 児童ポルノ事犯

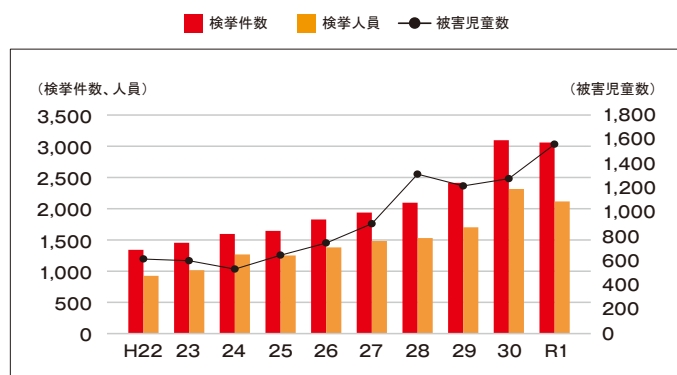
児童ポルノは、児童の性被害・性的虐待の記録であり、児童の人権を著しく侵害するものです。児童ポルノがインターネット上に流出すれば回収は事実上不可能であり、被害児童の苦しみは将来にわたって続きます。

警察では、「児童買春・児童ポルノ禁止法」^{*}により、児童ポルノの製造や提供はもちろん自己の性的好奇心を満たす目的による所持等について積極的な取締りを行っています。

被害児童の学職別では、高校生が39.6%、中学生が39.8%、小学生以下の者が18.7%を占めています。

^{*}正式名は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」といいます。

●児童ポルノ事犯の検挙件数・人員、被害児童数の推移
(平成22年～令和元年)



年次	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元
検挙件数	1,342	1,455	1,596	1,644	1,828	1,938	2,097	2,413	3,097	3,059
検挙人員	926	1,016	1,268	1,252	1,380	1,483	1,531	1,703	2,315	2,116
被害児童数	614	600	531	646	746	905	1,313	1,216	1,276	1,559

このような被害が実際に起きています

- 動画共有アプリに動画を投稿していたA子（10歳）は、小学生の男子になりすました男から言葉巧みにだまされ、わいせつな自画撮り画像を送信させられた。
- B子（16歳）は、SNSで知り合った男から、「短時間で稼げるアルバイトがある」など言葉巧みにだまされ、わいせつな動画に出演させられた。
- C子（12歳）は、オンラインゲームで知り合った男から言葉巧みにだまされ、わいせつな自画撮り画像を送信させられた。
- D子（17歳）は、知人男性を介して知り合った男から、「さみしい。いやしてほしい。」などのメッセージを受け取ったことから交際していると思い込んでしまい、男から言われるがままに風俗店で働かされた。
- E子（11歳）は、SNSで知り合った男から、「自分の裸の画像を送るから、あなたも送って」など言葉巧みに誘導され、わいせつな自画撮り画像を送信させられた。さらに、その画像は、第三者にも拡散していった。
- F子（15歳）は、SNSで知り合った男とテレビ電話中に「制服姿がみたい。パンツ脱いでよ。」など言葉巧みに誘導され、その要求に応じたところ、無断でその状況を録画された。その後、録画された動画は、販売や交換などにより、インターネット上に拡散していった。

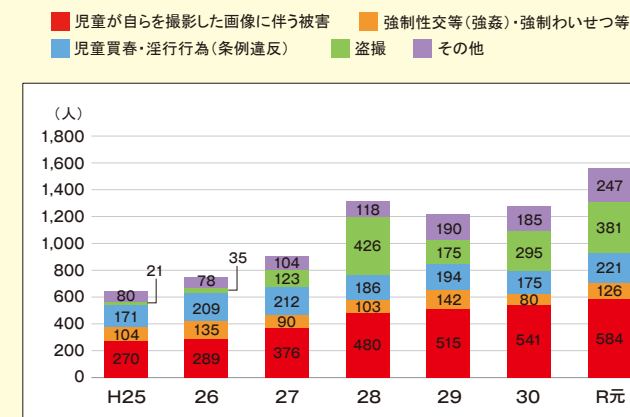
コラム② 児童が自らを撮影した画像に伴う被害

「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」とは、だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害をいいます。

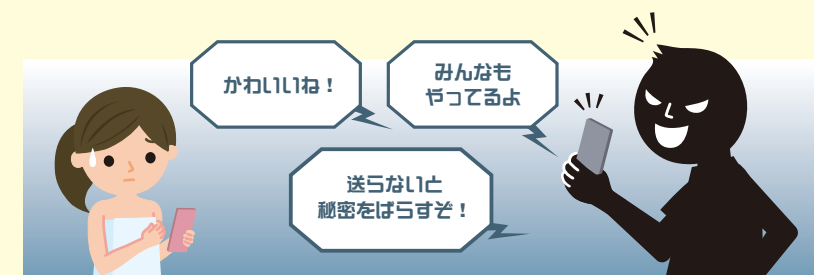
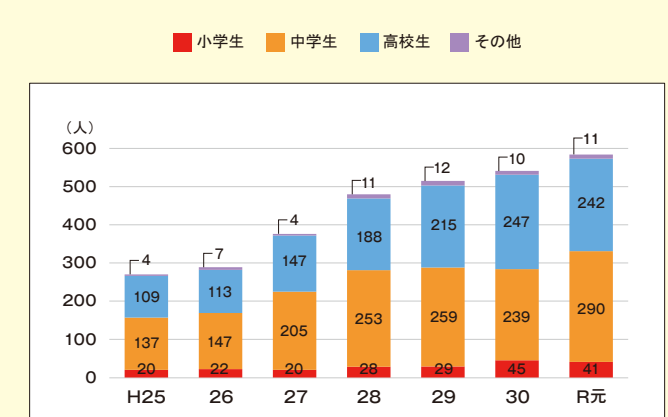
令和元年における児童ポルノ事犯の「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童数は584人であり、平成24年（207人）から毎年増加しています。

被害態様別では、児童ポルノ事犯の約4割が「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」の被害児童です。学職別では、「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童の41.4%が高校生、49.7%が中学生と、約9割が中学生と高校生です。

●児童ポルノ事犯の被害態様別（製造手段別）の割合
(平成25年～令和元年)



●「児童が自らを撮影した画像」に伴う被害に遭った児童の学職別の割合
(平成25年～令和元年)



Ⅱ.少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取組

1. 警察の体制及び関係機関との連携

①少年サポートセンター

全国の都道府県警察では、少年サポートセンターを設置し、少年問題に関する専門的な知識及び技能を有する少年補導職員を中心に、学校、児童相談所その他関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談活動、街頭補導活動、継続補導・立ち直り支援活動、被害少年への支援活動、広報啓発活動等を行っています。

②少年サポートチーム

問題を抱える少年について個々の状況に応じた立ち直りを的確に支援するため、学校、警察、児童相談所等の関係機関の担当者が少年サポートチームを結成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言等を行っています。

③警察と学校等との連携

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等に関する情報を学校と警察が相互に連絡する「学校警察連絡制度」が運用されています。

また、警察署の管轄区域や市区町村の区域等を単位とした学校警察連絡協議会を設置して、情報交換等を行っています。

④スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。



スクールサポーターによる
学校訪問活動

⑤少年警察ボランティア・少年警察学生ボランティア

全国の都道府県警察では少年警察ボランティア（少年補導員、少年警察協助力員、少年指導委員）を委嘱しており、警察職員と協働して街頭補導活動、広報啓発活動その他少年の健全育成のための活動を推進しています。

また、大学生を中心とした少年警察学生ボランティアは、少年と年齢が近くその心情や行動を理解しやすいなどの特性を生かし、修学支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいます。

コラム③ 学校におけるいじめ問題への的確な対応

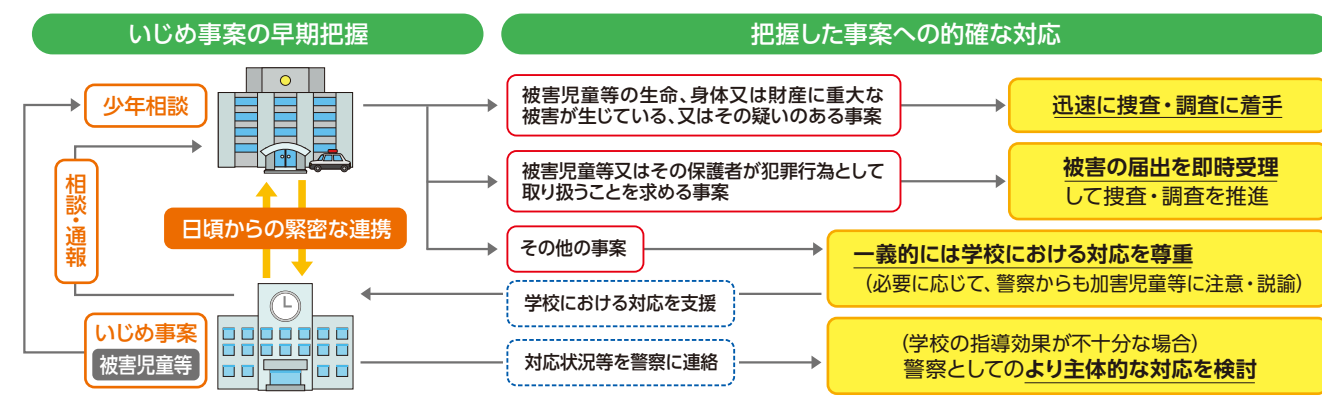
警察では、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒（以下「被害児童等」という。）及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、必要

な対応を推進しています。

また、被害児童等に対しては、少年サポートセンターの少年補導職員等によるカウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、被害少年カウンセリングアドバイザーによる助言を受けるなどして、きめ細やかな支援を行っています。

基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。



2. 警察における主な取組

①少年相談

少年や保護者等からの家庭・学校・交友等に関する問題や犯罪被害等の悩みや困りごとについて、少年サポートセンターや警察署の少年係等において、専門的な知識を有する警察職員が必要な指導・助言を行っています。

また、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話やメールによる相談窓口も開設しています。（裏表紙参照）

②街頭補導

少年の非行を防止するには、飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為や問題行動を発見した段階で、適切な指導・助言を行うことが重要であることから、警察職員や少年警察ボランティア等を中心として、繁華街や公園等の少年のたまり場となりやすい場所を重点に、街頭補導を行っています。

③継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年の非行を防止するため、必要と認められる場合には、保護者等と協力し、少年に対して継続的な助言、指導、カウンセリング等の継続補導を行っています。

また、問題を抱え再び非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、指導・助言や、少年の状況に応じた体験活動等への参加、修学・就労等の支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しています。



大学生ボランティアによる学習支援活動

④少年の社会参加活動、体験活動等の機会の確保

少年の健全育成のため、関係機関・団体、地域社会と協力し、各種スポーツ活動や清掃活動等の社会奉仕活動、農作業体験や料理体験等の体験活動等の機会を通じて、少年の心の拠り所となる「居場所づくり」を推進しています。

⑤被害少年への支援

性犯罪やいじめ等の被害を受けた少年に対し、心理学等の専門的な知識を有する少年補導職員等が、精神的ダメージの回復やその軽減に向け、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援活動を行っています。

⑥非行防止教室等の開催

少年の規範意識の向上を図ったり、少年がSNSに起因した犯罪被害に遭わないようにしたりするため、学校等の関係機関と連携し、警察職員等を学校へ派遣し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催しています。



非行防止教室

⑦広報啓発活動、情報発信

各種イベント等の機会を通じて、少年の非行防止と健全育成に向けた広報啓発活動を積極的に行うほか、少年の非行や犯罪被害の実態等について情報発信を行っています。

少年事件手続きの流れ(概要)

